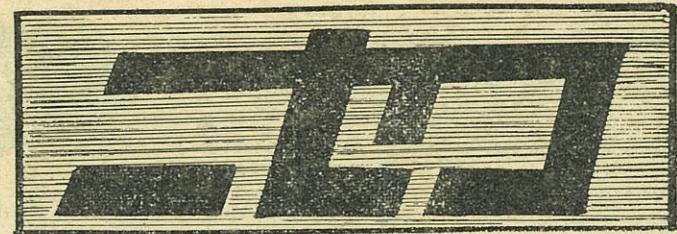
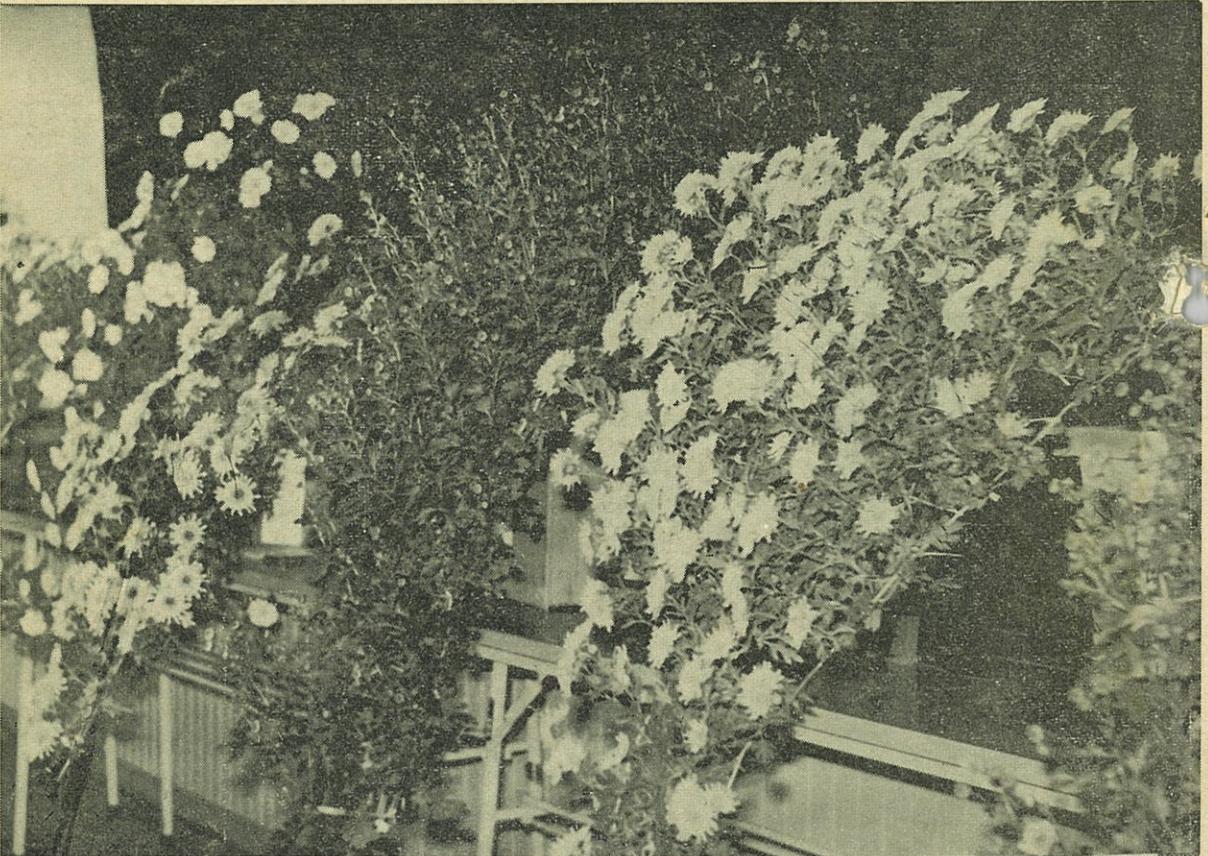


★主な記事★

納税日のお知らせ
公徳心とは
年金P Rのページ
農業法人は早く
冬道は広くしよう



町の人口	
戸数	1,357戸
人口	7,810人
男	3,771人
女	4,039人
39.11.1.現在	



菊薫る……菊花展………11月3日から5日までの3日間、公民館において開かれた菊花展には元町の入倉寅治氏、市街地の沢野慶三氏、中川清作氏、笠原みどりさん等が丹精こめて育てた鉢を出陳された菊薫る晩秋にふさわしい菊花展でした。

盛大に終了した

第一回

ニセコ町産業文化祭

11月21日～11月23日迄

町では、従来別々に行っていた文化祭、農業まつり及び、新穀感謝祭等を町主催一本にまとめ、名称もニセコ町産業文化祭と称し、関係機関団体の協力を得て盛大に開催されました。

12月25日は	町道民税	オ三期分
1月4日	国民健康保険税オ四期分	の納期です
役場の御用納めは12月28日	また役場の御用始めは	

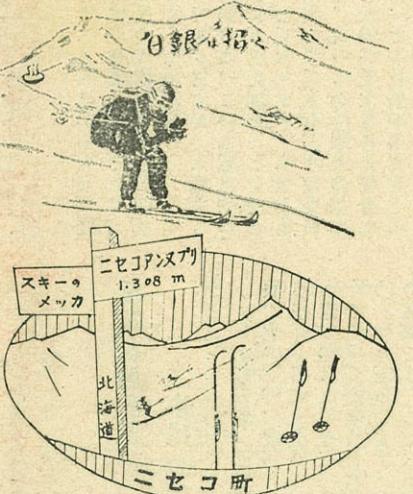
A simple line drawing of a teacup and saucer, positioned to the left of the date stamp.

〔問〕家賃の支払を怠つた場合には遅滞家賃額に対し日歩八銭の遅延利息を支払う約束で家屋を貸していだところ、今般貸貸借が解除されたが借家人は立退かない。この場合損害として賃料相当額に加えて日歩八銭の遅延利息を請求できないか。

〔答〕解除額明渡しに至るまでの損害の額は原則として從来の賃料相当額であると解されています。ところで所間に於ては賃料相当額の損害に対し直接に遅延利息の定めをしていない点が問題となります。なるほど所間の日歩八銭というものは直接には賃料についての遅延利息の定めということになりますが、しかし、だからといってもし解除後家主は明渡し済み至るまでは損害として単に賃料相当額よりそれないといふことになります。しかしそうしたこととは不合理でありますから所間の場合には賃貸借解除前よりも解除後の方が軽くなることになります。しかしそうしたことには不合理でありますから所間の場合は日歩八銭を賃料相当額に加えて請求できるものと見て差支よろと思ひます。

【問】自転車やバイクを販売している店から中古のバイクを買ったところ、後日それが盜品だというのに警察の方が持つて行きました。バイクを持つて行かれて二年たまますが未だに警察の方から何とも言つて来ません。私はバイクか或いは代金を返してもらえないか。

★觀光協會だより★



九月十六日より十一月三十日まで
△お二人の前途を
祝福します。(結婚)
(戸籍の窓口より)

大橋美和子	敬治(富士見)
松井 るみ	弘一(一本通)
佐藤 一弥	恒一(曾我)
田中美穂子	富太郎(宮田)
田中 千華	秀雄(有島)
栗原るり子	猛(曾我)
武田 千明	政司(富川)
高橋 浩志	榮(元町)
小泉 聖子	正義(本通)
大谷 真利	隆幸(曾我)
藤本 文子	藤太郎(中央)
本間 正幸	哲(本通)
田中 芳枝	昇(セコ)
藤谷 一美	誠(中央)
河村 浩美	政泰(中台)
佐藤 政幸	信行(桂台)
打田 鷹藏	博(近藤)
大野 源造	(一本通)
三ツ本タマ	(里見)
石井ハル子	(富川)
木村 キエ	(豊里)
寺岡 作次	(一本通)
白川 マメ	(福井)
畠山保次郎	(本通)
▼おくやみ	(死亡)

役場の執務時間がかわりました
11月1日から冬期間は平日事務は午前8時30分から午後4時30分までです